附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号（一）、別紙様式第六号（二）、別紙様式第七号（一）及び別紙様式第七号（二）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則別紙様式第七号（一）、別紙様式第七号（二）、別紙様式第八号（一）及び別紙様式第八号（二）は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十四号

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第三条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（実施状況の報告） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一　承認会社　次に掲げる書類 イ　定款の写し ロ　当該承認会社の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（事業報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次号ロにおいて同じ。）並びに剰余金の処分の決議に関する資料 ハ～ホ　（略） 二　（略） 別記様式第１号（第４条関係） 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請書 年　月　日 農林水産大臣名　殿 申請者 住　所 商号又は名称 代表者の氏名 （略） （別紙） １～19　（略） 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画	（実施状況の報告） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一　承認会社　次に掲げる書類 イ　定款の写し ロ　当該承認会社の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（事業報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次号ロにおいて同じ。） ハ～ホ　（略） 二　（略） 別記様式第１号（第４条関係） 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請書 年　月　日 農林水産大臣名　殿 申請者 住　所 商号又は名称 代表者の氏名 （略） （別紙） １～19　（略） 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画